

報告第 16 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 3 日

つくば市長 五十嵐立青



3 損害賠償額

金3,810円